

# 国民健康保険の手続きを忘れずに！

国民健康保険に加入している方が、転入や就職など健康保険に変更があった場合は手続きが必要になります。手続きは郵送でもできますので、忘れずに手続きをしてください。

## 【国民健康保険】

国民健康保険に加入や脱退した場合、内容に変更があった場合など、別表にある必要なものを用意して、本人又は家族が14日以内に届出を行ってください。

	こんなとき	必要なもの		
		印鑑	保険証	その他
国民健康保険に入るとき	大磯町に転入した	○	○	—
	職場の健康保険をやめた	○	—	年金手帳*1・健康保険の喪失証明書等・年金証書*2
	子どもが生まれた	○	○	母子手帳
国民健康保険をやめるとき	大磯町から転出した	○	○	—
	職場の健康保険に入った	○	—	職場の健康保険証
	死亡した	○	○	—
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	○	○	—
	保険証をなくした	○	—	身分を証明するもの
	就学のため子どもが他市町村に転出した	○	○	学生証又は身分を証明するもの
	退職医療制度に該当した	○	○	年金証書

注意) 窓口で、保険証を交付するときは運転免許証等で本人確認をしています。提示がない場合は、簡易書留で郵送します。

\*1 60歳未満の方

\*2 厚生年金・共済年金の年金受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方

## こんな場合はご注意ください!!

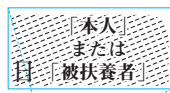
◎加入の届出が遅れると・・・  
転入日や職場の健康保険をやめた日など、国民健康保険の資格が生じた日が加入日となり、保険税についてもその日が基準としてさかのぼって課税されます。

◎喪失の届出が遅れると・・・  
引き続き国民健康保険に加入していることとなり、保険税が課税されます。

また、資格喪失日以降に国保の保険証で医療機関にかかること、国保が医療機関に支払った医療費を返還していただくこととなります。

## 【退職者医療制度】

会社を退職し、国民健康保険に加入している年金受給者のうち次の要件に該当する場合は退職者医療制度が適用されますので、手続きが必要となります。今後、該当する方には更新後の保険証を郵送します。



既に対象となっている方の保険証には右上に「本人または被扶養者」と記載されています。

なお、継続に関して手続きは必要ありません。

▼要件 厚生年金・共済年金の受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方

保険証の内容に変更があった場合は、町への届出のほかに、医療機関の窓口へ保険証を提示し、変更のあったことを申し出てください。

## ◎問い合わせ 保険福祉課

☎内線 247・274・275

# 国民年金保険料が変わります

月額：14,660円



月額：15,100円

国民年金保険料が4月から変わります。早割りの口座振替の方は4月末、通常の口座振替の方は5月末から、引落とし金額が変わりますのでご注意ください。

学生の納付猶予申請  
4月から受付開始  
前年所得が18万円以下の学生は、学生納付特例により4月から翌年3月までの保険料の納付が猶予されます。  
必要な書類等を揃え、本庁舎又は国府支所でお手続きください。  
▼必要な書類 ①申請書、②年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの、③学生証又は、在学証明書等の写し(平成22年度有効のもの)、④印鑑(本人が署名する場合には不要)  
◎問い合わせ 保険福祉課  
☎内線 274・275

## 自立支援医療(精神通院医療)の手続きが変わります

### 手続きが変わります

4月申請分から、申請時の診断書(意見書)の添付が2年に1度になりました。

平成22年3月31日以前から引き続き自立支援医療(精神通院医療)を利用する場合は、今年度の申請には診断書(意見書)は必要ありません。

ただし、新規申請や有効期限終了後1ヶ月を越えた申請の場合は、診断書(意見書)の提出が必要になります。

▼申請時に必要なもの  
①自立支援医療受給者証(精神通院) ②保険証(本人と同一保険に加入している者全員) ③認印 ④年金受給者は年間受給額がわかるもの。

他市町村から転入された方へ

前住所地の課税証明が必要です。社会保険の場合は被保険者、国民健康保険の方は申請者と同じ国民健康保険に加入している人全員の分が必要になります。※詳しくは問い合わせください。

## ◎問い合わせ 障害福祉センター

☎(73) 4530